

プリントシステム利用規約 新旧対照表

変更前	変更後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 19 条 (連帯保証人)</u>  <u>お申込者の連帯保証人は、お申込者が本契約に基づいて当社に対して負担する一切の債務について申込書記載の月額費用 36 か月相当分を極度額として連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負うことに合意します。</u></p>
<p>第 19 条 (契約期間)            第 20 条 (本プリンターの返却)</p>	<p>第 20 条 (契約期間)            第 21 条 (本プリンターの返却)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 22 条 (通知)</u>            1. <u>お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとします。</u>  <u>(1) 商号又は名称</u>  <u>(2) 住所</u>  <u>(3) 電子メールアドレス</u>  <u>(4) 電話番号</u>            2. <u>当社が、お申込者情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u>            3. <u>お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができないものとします。</u></p>
<p>第 21 条 (反社会的勢力の排除)            第 22 条 (解除、期限の利益喪失)</p>	<p>第 23 条 (反社会的勢力の排除)            第 24 条 (解除、期限の利益喪失)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 25 条 (不可抗力)</u>  <u>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。</u></p>
<p>第 <u>23</u> 条（残存条項）  本契約における第 15 条（権利義務の譲渡禁止）、第 16 条（秘密保持）、第 17 条（免責）、第 18 条（損害賠償）、第 <u>20</u> 条（本プリンターの返却）、第 <u>21</u> 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、本条、第 <u>24</u> 条（準拠法）及び第 <u>25</u> 条（管轄裁判所）の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。</p>	<p>第 <u>26</u> 条（残存条項）  本契約における第 15 条（権利義務の譲渡禁止）、第 16 条（秘密保持）、第 17 条（免責）、第 18 条（損害賠償）、<u>第 19 条（連帯保証人）、第 21 条（本プリンターの返却）、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、本条、第 27 条（準拠法）及び第 28 条（管轄裁判所）</u>の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。</p>
<p>第 <u>24</u> 条（準拠法）  第 <u>25</u> 条（管轄裁判所）</p>	<p>第 <u>27</u> 条（準拠法）  第 <u>28</u> 条（管轄裁判所）</p>
<p>2019 年 6 月 14 日施行</p>	<p>2019 年 6 月 14 日施行  <u>2020 年 5 月 1 日改訂</u></p>

以上